

桶川市営繕工事における週休２日制モデル工事試行要領を次のように定める。

(令和 7 年 3 月 1 9 日市長決裁)

桶川市営繕工事における週休２日制モデル工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する営繕工事における週休２日制モデル工事の試行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休２日制モデル工事 週休２日制モデル工事（現場閉所型）（以下「モデル工事（現場閉所型）」という。）及び週休２日制モデル工事（交替制）（以下「モデル工事（交替制）」と呼ぶ。）の総称をいう。
- (2) モデル工事（現場閉所型） 対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式をいう。
- (3) モデル工事（交替制） 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら４週８休以上の休日（対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を２４時間通して行っていない状態をいい、降雨、降雪等による予定外の休日については、休日に含めるものとする。）の確保に取り組む方式をいう。
- (4) 対象期間 次のア又はイに掲げる週休２日制モデル工事の区分に応じ、当該ア又はイに定めるところによる。

ア モデル工事（現場閉所型） 契約工期のうち、現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から現場完成日までの期間（年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び市があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等として市が必要最小限

の期間で設定するもので、設計図書に明示したものをいう。以下この号において同じ。)を含まない。)をいう。

イ モデル工事（交替制） 契約工期のうち、対象者（当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除くものとする。）の従事期間（年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び市があらかじめ対象外とする期間を含まず、元請けにあっては現場着手日から現場完成日までの期間、下請けにあっては施工体制台帳上の工期を基本とする。）をいう。

(5) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含む。）をいう。

(6) 現場閉所（現場休息）日 対象期間中に現場閉所（分離発注工事の場合にあっては、現場休息（各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。))を行う日のうち、現場代理人、監理技術者等の休日と連動した週休日（土曜日及び日曜日をいい、現場の特性等により他の曜日を週休日とし、又は祝日を週休日とした場合は、その日を含む。）をいう。

(7) 月単位の週休2日 対象期間における月を単位として、4週8休以上（現場閉所（現場休息）率（モデル工事（交替制）にあっては、平均休日率）が28.5パーセント以上（モデル工事（現場閉所型）において、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5パーセントに満たない月がある場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っているときは、28.5パーセント以上とみなす。）のものをいう。次号において同じ。）を達成したと認められる状態をいう。

(8) 通期の週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上を達成したと認められる状態をいう。

(9) 現場閉所（現場休息）率 現場閉所（現場休息）の日数を対象期間の日数で除することにより算定した割合をいう。

(10) 平均休日率 対象者の休日率（対象期間内の休日日数を対象期間の日数で除することにより算定した割合をいう。）の合計を対象者数で除することにより算定した割合をいう。

（対象工事）

第 3 条 週休 2 日制モデル工事の対象となる工事は、工事の種別、規模等を勘案し、市が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は、週休 2 日制モデル工事としないことができる。

(1) 出水期における工事、交通規制を伴う工事その他の竣工時期又は現場条件に制約が大きい工事

(2) 緊急の随意契約を行う災害復旧工事、応急工事その他の緊急を要する工事

(3) 単価契約方式による工事

(4) 対象期間が 1 週間未満の工事

(5) 前各号に掲げる場合のほか、週休 2 日の実施が困難な工事

（発注方式）

第 4 条 週休 2 日制モデル工事の発注の方式はモデル工事（現場閉所型）を原則とし、現場閉所が困難な工事についてはモデル工事（交替制）とすることができる。

2 モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に市と受注者が協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更できるものとする。

3 市は、週休 2 日制モデル工事の発注に当たっては、別表第 1 により入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(積算方法等)

第5条 週休2日制モデル工事の積算における補正は、現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、その方法は次の各号に掲げる単価の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 複合単価 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める補正係数を乗じて補正するものとする。交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

ア 月単位の週休2日以上 1.04

イ 通期の週休2日以上 1.02

(2) 市場単価及び物価資料の掲載価格 別表第2の表A、表E及び表Mの補正率を用いて、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める式により補正するものとする。

新営工事の場合	市場単価×新営補正率 補正市場単価×新営補正率
全館無人改修の場合 (基準単価の算定)	市場単価×新営補正率 補正市場単価×新営補正率
執務並行改修の場合 (基準補正単価の算定)	市場単価×改修補正率 補正市場単価×改修補正率

(3) 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価） 別表第2の表A、表E及び表Mの補正率を用いて、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める式により補正するものとする。

ア 新営工事又は全館無人改修 物価資料の掲載価格×新営補正率

イ 執務並行改修 物価資料の掲載価格×改修補正率

2 週休2日制モデル工事の積算方法及び変更方法は、次の各号に掲げる

週休 2 日制モデル工事の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) モデル工事（現場閉所型） 4 週 8 休以上を前提に、前項第 1 号ア及び別表第 2 に定める表 A、表 E 及び表 M の月単位の週休 2 日促進工事の補正率により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成するものとする。ただし、現場閉所（現場休息）率を確認し、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を同号イ及び別表第 2 に定める表 A、表 E 及び表 M の通期の週休 2 日促進工事の補正率に変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し、桶川市建設工事標準請負契約約款（平成 9 年桶川市告示第 9 号）第 2 5 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(2) モデル工事（交替制） 4 週 8 休以上を前提に、前項第 1 号ア及び別表第 2 に定める表 A、表 E 及び表 M の月単位の週休 2 日促進工事の補正率により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成するものとする。ただし、平均休日率を確認し、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は補正係数を同号イ及び別表第 2 に定める表 A、表 E 及び表 M の通期の週休 2 日促進工事の補正率に変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は補正係数を除し、桶川市建設工事標準請負契約約款第 2 5 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

3 前項第 1 号又は第 2 号の規定により、減額変更をする場合にあっては、次の計算式で算出するものとする。

【減額変更の計算方式】（全て税抜き価格で計算する。）

減額変更後の請負契約額＝「当初請負契約額」×「達成状況に応じた補正係数の設計価格」÷「第 1 項第 1 号ア」並びに「別表第 2 に定める表 A、表 E 及び表 M の月単位の週休 2 日促進工事の補正率により算定した設計価格」

(実施方法等)

第6条 モデル工事（現場閉所型）における現場閉所（現場休息）又はモデル工事（交替制）における休日の確認方法等は、別表第3のとおりとする。

(適正な工期の確保)

第7条 市は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定するものとする。

2 市は、前項の工期を設定する場合にあっては不履行時の工期末における変更手続に要する期間を考慮するものとし、新営工事については一般社団法人日本建設業連合会が定める建築工事適正工期算定プログラム等を参考にするものとする。

(工事成績評定における加点等)

第8条 市は、工事成績評定における加点及び週休2日が達成できなかったことによる減点を行わないものとする。

(その他)

第9条 市は、工事の特性等を勘案してこの要領の規定によらないことが適当と認める場合は、必要事項を別途定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告する工事について適用する。

別表第 1 （第 4 条関係）

入札公告及び特記仕様書への「週休 2 日制モデル工事」である
旨の明示方法の例

< 入札公告 >

1 入札対象工事

(7) その他

本工事は、桶川市営繕工事における「週休 2 日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

（※ 発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入する。）

< 特記仕様書 >

週休 2 日制モデル工事

本工事は、桶川市営繕工事における「週休 2 日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、桶川市営繕工事における週休 2 日制モデル工事試行要領によるものとする。試行要領は、桶川市ホームページで確認のこと。

（※ 発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入する。）

別表第 2（第 5 条関係）

表 A 建築工事の補正率

工種	摘要 ※	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価及び 物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価及び 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価及び 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価及び 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※ 「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表 E 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒及び接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

表M 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く。)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

別表第 3 （第 6 条 関係）

週休 2 日制モデル 工事の区分	実施方法等
モデル工事（現場 閉所型）	1 工事着手前 (1) 受注者は、週休 2 日を前提とする施工計画書及び工程表を提出するものとする。 (2) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で施工計画書及び工程表を作成するものとする。 (3) 受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提に週休 2 日制モデル工事であることを P R するための掲示を行うものとする。 2 工事着手後 (1) 現場閉所（現場休息）を行う場合は、監督員が事前に受注者から振替作業日の予定も含め、現場閉所（現場休息）を行う旨の連絡を電子メール等の後日確認できる連絡方法により受けるものとする。ただし、予定を変更し、現場閉所（現場休息）となった日が次に該当する場合は、連絡不要とする。 ア 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合 イ 週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合 ウ 官公庁の休日の場合 (2) 監督員は、現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイック・レスポンスに努めるものとする。 (3) 受注者は、週休 2 日の確保について、下請負人を指導するものとする。 3 工事完成時（工事検査前） (1) 受注者は、工事完成日の 1 4 日前までに、「現場閉所実績報告書（様式 1）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率の達成状況について発注者の確認を受けるものとする。この場合において、受注者は、提出日から工事完成日までの現場閉所（現場休息）日については見込みで提出し、変更があった場合はその都度速やかに再提出するものとする。 (2) 市は、前号に規定する書類の提出があったときは、提出日以降の実績について工事検査前までに確認するものとする。 4 その他留意事項 監督員は、1 つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施するものとする。

モデル工事（交替制）	1 工事着手前 (1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出するものとする。 (2) 受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提に週休2日制モデル工事であることをPRするための掲示を行うものとする。 2 工事着手後 (1) 受注者は、毎月末日に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式2）」を監督員に提出するとともに、作業日報、出勤名簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受けるものとする。 (2) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導するものとする。 3 工事完成時（工事検査前） (1) 受注者は、工事完成日の14日前までに、最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式2）」及び「休日確保実績報告書（様式3）」を市に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、平均休日率の達成状況について確認を受けるものとする。この場合において、受注者は、提出日から工事完成日までの休日取得については見込みで提出し、変更があった場合はその都度速やかに再提出するものとする。 (2) 市は、前号に規定する書類の提出があったときは、提出日以降の実績について工事検査前までに確認するものとする。 4 その他留意事項 監督員は、1つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注工事を含む。）の調整を適切に実施する。
------------	--